

令和7年3月26日

株式会社翔栄 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

(目標1) 計画期間内における男性育児休業取得率を30%とする。

実施時期・対策

令和7年4月～ 法に基づく諸制度の調査

令和7年4月～ 周知用のパンフレットを作成し、従業員に配布する。

令和7年4月～ 従業員に対し説明会を開く。

(目標2) 長時間労働の抑制によるワークライフバランスの実施をする。

実施時期・対策

令和7年4月～ 年間時間外労働480時間以内を目指し作業時間の短縮や効率化を図る。

令和7年4月～ 年休取得を推進し、年休取得率の向上を目指す。

令和7年4月～ 従業員に対し説明会を開く。